

第 2 次

かほく市人権教育・啓発に関する実施計画

(改 定 版)



市の木 桜



かほく市

目 次

第1章	計画策定の背景	
1	策定の趣旨	1
2	人権をめぐるこれまでの動き	1
3	位置づけ	2
4	計画の目標	2
5	計画の期間	2
第2章	人権教育・啓発の推進	
1	就学前における人権教育	3
2	学校における人権教育	3
3	家庭・地域社会における人権教育・啓発	4
4	企業・職場等における人権教育・啓発	4
第3章	特定の事業従事者に対する人権教育・啓発の推進	
1	教職員・社会教育関係職員	5
2	医療・保健関係者	5
3	福祉関係者	5
4	市職員	5
5	マスメディア関係者	5
第4章	配慮すべき人権問題への対応	
1	男女の人権	6
2	子どもの人権	9
3	高齢者の人権	11
4	障がいのある人の人権	12
5	同和問題	14
6	外国人の人権	14
7	感染者患者等の人権	15
8	インターネットによる人権侵害と個人情報の保護	16
9	その他の人権問題	16
資料編		19

第 1 章 計画策定の背景

1. 策定の趣旨

「かほく市総合計画」では、人権尊重の推進を重要な施策の一つに位置づけ、市民が日常生活を行っていく上で、すべての人々の人権が平等に尊重され、差別のない社会となるための環境づくりを推進しています。

しかし、今なお人権が侵害されるさまざまな問題が存在しています。また、社会のめまぐるしい情勢変化の中で、新たな人権問題も生じています。

人権問題は、差別や偏見など人権を侵害する考えや行動によって生じるものであり、誤った認識や無知、無関心がその根底にあります。このことを踏まえ、子どもから大人まで市民一人ひとりがどのような人権課題に対しても、正しい認識と知識、互いを思いやる心を持てるような人権教育と啓発の計画的な取り組みが求められます。

「かほく市人権教育・啓発に関する実施計画」（以下「本計画」という。）は、あらゆる差別や偏見のない人権尊重のまちづくりを推進するため、市民一人ひとりが人権についての正しい理解と行動をするための基盤となる、人権教育と啓発の指針として策定するものです。

2. 人権をめぐるこれまでの動き

20 世紀、人類は二度にわたる悲惨な世界大戦を経験し、「再び戦争を起こさない」という不戦の誓いを国際連合の結成に託しました。1948 年(昭和 23 年)の国連総会において「世界人権宣言」が採択されました。この宣言の精神を具体化するために、人権に関する諸条約や国際年を制定するなど、人権が尊重される世界の実現に向けて取り組んできました。しかしながら、民族紛争や宗教対立などにより平和・人権・民主主義を脅かす様々な問題が多発し、多くの犠牲者を出しています。

このような国際的な潮流の中、平成 6 年(1994 年)の国連総会において、平成 7 年(1995 年)からの 10 年を「人権教育のための国連 10 年」とする決議とその行動計画が採択されました。

石川県では、平成 12 年に「人権教育のための国連 10 年石川県行動計画」を策定するとともに、平成 17 年に新たに「石川県人権教育・啓発行動計画」を策定、平成 27(2015)年 3 月に改定し、様々な人権教育・啓発の推進に努めてきました。

本計画は、このような国際的な条約、国や県の計画及び方針などを踏まえて策定するものです。

3. 位置づけ

本計画は「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条（地方公共団体の責務）に基づき策定するもので、かほく市の施策運営の基本となる「第2次かほく市総合計画」の基本項目に位置づけられています。今後、かほく市が取り組む人権教育・啓発の推進及び市の行政全般における人権尊重の基本方針を明らかにするとともに、今後の取組を示すものです。

4. 計画の目標

あらゆる教育、研修、啓発等の場を通じて、人権を習慣・文化として日常生活に定着させ、子どもから大人までのすべての市民が一人一人の人権を尊重して考え、行動をとることができる社会の実現を目指します。

5. 計画の期間

この計画は、令和5年度から令和9年度までの5年の実施計画とします。ただし、施策の実施状況を検証しながら、事業遂行上の必要に応じて見直しを行います。

第2章 人権教育・啓発の推進

「かほく市総合計画」や「かほく市住生活基本計画」等を遵守し、あらゆる場（就学前、学校、家庭、地域、企業など）を通じ、また、年代やさまざまな対象者に応じ、さらに、人権擁護委員や各種関係する団体などと連携し、効果的な人権教育・啓発事業の推進を図るため、次のとおり実施します。

1 就学前における人権教育

就学前は子どもたちにとって、生涯にわたる基礎的な人間形成がなされる大切な時期であることから、乳幼児のすこやかな成長と豊かな心を育み、子ども一人ひとりの人権を尊重した教育を行なうため、「かほく市子ども・子育て支援事業計画」を遵守し推進します。

地域における子育て支援サービスを充実させ、子どもの遊び場等の提供や子どもが安全に暮らせる環境を整備し、また、電話や面接等でも、育児相談ができるサービスなど、育児の不安を軽減し、子育てに関する正しい情報を提供し、保護者が安心して子育てできるよう努めます。

- ・子育て支援のネットワークづくり
- ・子育てカウンセリング、育児相談
- ・子育てお役立ちブックの配布

2 学校における人権教育

学校においては、行政とも連携して人権教育の体制を構築するとともに、児童・生徒が人権尊重の精神を正しく身につけ、差別や偏見のない人権問題への正しい知識と認識を持ち、発達段階に応じた人間関係を築いていけるよう、また、「かほく市いじめ防止基本方針」等により教育を推進します。

- ・人権擁護委員による小学校での人権教室（学校教育課、小学校連携）
- ・人権擁護委員による人権の花運動（学校教育課、小学校連携）
- ・人権擁護委員による中学校での啓発（学校教育課、中学校連携）
- ・小中学校における人権教育研究推進事業等の実施

3 家庭・地域社会における人権教育・啓発

家庭においては、幼児期からの基本的な生活習慣を身につける重要な役割があります。親や祖父母などが差別意識や偏見を持たず、暴力や虐待などの人権侵害のない環境の中で子どもに接することが大切です。

また、地域社会においては、子どもを「地域の子」として認識し、すこやかな成長を願って、子ども一人ひとりの人権を尊重し、あたたかく受け入れ、見守っていくことが重要です。

地域社会に存在する人権問題に対し、地域の実情に応じた情報提供や学習の機会を提供し、人権教育や人権啓発が十分に発揮されるよう、さらに、「かほく市教育振興基本計画」や「かほく市男女共同参画行動計画」に基づき、各年代を考慮した教育・啓発を推進します。

- ・ 人権週間の周知(ちらし全戸配布)
- ・ 人権啓発キャンペーン(年2回人権擁護委員活動)
- ・ 心配ごと相談(民生児童委員、人権擁護委員、行政相談委員連携)
- ・ 人権に関する映画上映会(男女共同参画連携)
- ・ 懸垂幕、のぼり旗の掲示(人権擁護委員及びかほく市司法行政委員連絡協議会連携)
- ・ 人権擁護委員の啓発活動への支援
- ・ 姉妹都市交流事業、国際理解教室、多文化共生社会推進事業の実施

4 企業・職場等における人権教育・啓発

企業や職場における行動や活動は、市民の生涯生活にも深く関わっており、大きな影響力があります。企業の雇用や労働条件などの均等が図られる人権擁護活動を推進し、男女共同参画社会の実現や、さまざまな人権問題等を排除し、一人ひとりの人権が尊重され、働きやすい企業づくりを推進します。

- ・ 人権啓発・教育への支援

第3章 特定の事業従事者に対する人権教育・啓発の推進

1 教職員・社会教育関係者

- ・教職員の人権に対する意識を高め、教育実践のために学校内外での研修体制を確立し、より系統的な研修を推進します。
- ・人権教育において、児童生徒一人ひとりの学力や生きる力を育むことが重要であることから、個々に応じた指導と評価が行える指導力の向上を図ります。
- ・いじめ、不登校等の傾向を踏まえ、効果的な研修のあり方について検討し、生徒指導との関連を強化していきます。
- ・社会教育関係者には、人権を尊重し、人権問題の理解と認識を深めるよう、人権教育の充実に努めます。

2 医療・保健医療関係者

- ・医療・保健関係の業務に従事する者には、患者のプライバシーを守り、人権に対する意識を深めるよう働きかけ、資質の向上を図ります。

3 福祉関係者

- ・福祉関係者には、個人の人格の尊重、プライバシーの保護及び公正公平な対応など、職場のあらゆる場を通じて人権啓発を実施するよう、関係団体、関係者等に働きかけ、関係従事者の資質の向上を図ります。

4 市職員

- ・市職員には、日本国憲法に定める基本的人権の尊重と公務員としての使命を遵守し、職員一人ひとりが、人権についての意識の高揚を図ります。
- ・人権に対する理解と認識を深め、豊かな人権感覚を身に付けた職員を育成するため、効果的な研修に努め、人権尊重の視点に立った職務の遂行と市民サービスの向上を図ります。

5 マスメディア関係者

- ・新聞、テレビ等のマスメディア関係者においては、人権問題に関する掲載など、大きな影響力を持つことから、人権尊重のための自主的な取り組みが行なわれるよう働きかけます。
- ・市広報、ケーブルテレビにあっては、市民への人権擁護啓発媒体として有効であることから、さまざまな情報の発信を行ないます。

第4章 配慮すべき人権問題への対応

1. 男女の人権

○主な現状と評価

国では、「男女雇用期間均等法」や「男女共同参画社会基本法」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行されるなど、法制面における整備が行われ、女性の人権保障が大きく進展しました。

本市においても、平成29年度に第2次かほく市男女共同参画行動計画を策定し、男女共同参画に関する施策を推進しています。しかし、未だ職場や地域等では、性別による固定的役割分担意識が今なお根強く残っており、男女の賃金格差、家事育児・介護等の負担偏りや近年、大きな社会問題となっている配偶者及びパートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）等、人権に関する様々な問題が存在しています。男女が共に暮らしやすい社会となるためにも、誰もが自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画し、男女が平等でお互いを尊重する心豊かな男女共同参画社会の実現に取り組む必要があります。

○施策の方向性

(1) 男女共同参画への意識づくり

従来の男女の固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、多様な生き方を選択でき、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できるように様々な社会制度・慣行の見直し意識の改革など男女共同参画の視点に立った意識づくりを推進します。

- ①映画上映会などの人権啓発事業の開催、市広報誌などにより意識づくりのための啓発活動を推進します。
- ②幼少年期から男女共同参画を育むため、こども園・小中学校での教育の推進に努めます。

(2) 家事・育児・介護等の相互協力の推進

少子高齢化が進行する中で、男女が共に仕事と家庭（家事・育児・介護等）や地域活動を両立できるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現は、安心して子どもを産み育て、家族としての責任を分かち合うことができる社会の形成について、しっかりと理解することが必要であり、固定的な性別役割分担意識の改善や意識改革を推進します。

- ①セミナー・講演会等の開催により男女共同参画を推進します。
- ②子ども総合センター「おひさま」における子育て支援の充実を図ります。
- ③介護者の身体的、精神的負担の軽減を図る家族介護支援講座等を開催します。
- ④教育センターにおける相談事業を充実し支援を行います。

(3) 家庭における暴力の根絶

配偶者及びパートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）は、個人的問題ではなく社会問題であることを理解し「暴力を許さない」という意識を社会全体で醸成する必要があります。暴力的行為の根絶に向けた啓発活動の推進や被害者の状況に応じて迅速に対応ができるよう石川県女性相談支援センターなど関係機関との連携など支援体制の充実を図っていきます。

また、児童虐待の防止には、早期発見、早期対応が重要であり、児童虐待防止や早期発見に向けた意識啓発を推進し保護者に対して暴力や暴言を使わずに子育てをする啓発を行います。

- ①配偶者等からの暴力の相談支援体制の充実を図ります。
- ②児童虐待防止への取組として、保健、福祉、医療、教育、警察などの関係機関と連携を図り、要保護児童の早期発見、早期対応及び発生防止のための相談体制の充実を図ります。

(4) 困難な状況に置かれている家庭への支援

ひとり親家庭等に対し、多様な問題に対応するための相談窓口や自立促進と生活の安定を図るための支援が必要です。また、障がいのある人においても社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に参加できるように、その機会の確保及び自立への支援の充実を図り安全・安心の地域づくりなど住みよい豊かなまちづくりのための施策を推進します。

- ①母子家庭、父子家庭の現状把握と相談事業や生活支援など総合的な自立支援を推進します。

②障がいのある人への自立支援を推進します。

(5) 男女の生涯にわたる健康づくり支援

生涯を通じて健康であることは、男女がともに毎日を快適に過ごせるうえでとても重要です。本市では市民の健康づくり指針である「かほく市健康プラン21」を踏まえて、不妊不育治療費助成事業をはじめ、各ライフステージにおける健康づくり事業、健康診査、健康相談等を実施し市民の生涯を通じた健康づくり事業を支援してきました。今後も各ライフステージに応じた健康づくりへの支援や相談、各種検診等の充実を図り、生涯を通じて心身ともに健康に過ごせるよう必要な支援を推進します。

①母子に関する健診や各種相談・支援を推進します。

②生活習慣病の予防を目的にライフステージに応じた健康づくりを推進します。

③性感染症等についての正しい知識の啓発に努めます。

(6) 意思決定の場への女性の参画

男女共同参画社会を実現するためには、方針の立案及び決定の場での男女双方の意見が平等に反映される環境づくりが重要です。働く場において、それぞれがその能力を十分に発揮することができ、男女の均等な機会と待遇が確保されるとともに、働きやすい職場環境づくりを推進します。

①各種団体・社会教育団体への男女共同参画意識の啓発を行い活動の促進に努めます。

②地域の諸活動において共同参画意識の啓発を行い活動の促進に努めます。

③審議会等への女性委員登用の促進に努めます。

(7) 地域における男女共同参画の推進

少子・高齢化等の社会経済情勢の急速な変化に対応できる活力ある地域社会を築いていくためには、地域活動において、男女が共に責任を持って積極的に参画していくことや、多様な意見が意思決定に反映できるように、地域における男女共同参画を推進することが重要です。

①女性の人材を育成するため地域で活動する女性グループ等を対象にセミナー・講座の開催及び情報を提供する。

②防災対策における女性防災士の育成を促進します。

2. 子どもの人権

○主な現状と評価

近年、情報化・都市化の進行、少子化や核家族化、共働き世帯、ひとり親家庭の増加等により子どもを取り巻く環境は急激に変化しています。また、家庭や地域社会では子どもが巻き込まれる事件や、虐待等が後を絶ちません。また、学校では、いじめなど子どもたちの人権をめぐる問題が深刻化しています。

子どもにも大人と同様に基本的人権が保障されています。さらに、大人以上に人権を侵害されやすい子どもは、社会的に保護され、守らなければならない存在です。大人たちが、未来を担う子ども達一人ひとりの人格を尊重し、健全に育てていくことの大切さを改めて認識し、その責任を果たしていくことが求められています。

このような状況の中、子どもも一人の人間であるということを認識し、その意見や気持ちを尊重しながら、子どもたちの成長過程で生じる様々な問題・解決のための相談・支援体制の充実が重要となってきています。

本市では、学校、家庭、地域社会等が連携し、早期発見・対応を図り、子ども達の健全な発達及び子どもの権利を守るために取り組んでいきます。

○施策の方向性

(1) 子どもが健やかに育つ環境づくり

次代を担う子どもたちが豊かな人間性を育み、健やかに育つことができるよう、家庭や地域、学校などが一体となって総合的に取り組む組織を構築します。

- ①子育ての悩みや不安の軽減を図るため、子育てに関する相談や情報提供、交流の場の提供や相談体制の整備に努めていきます。
- ②子どもたちが社会の変化の中で主体的に生きていくため、知識・技能はもとより学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等まで含めた確かな学力を身に付けることができるよう、教育環境の整備を推進していきます。
- ③障がいのある子どもを抱える家族の負担を軽減し、健やかな子どもの成長を支援するために、スクールカウンセラーによる子どもや保護者に対

する相談・支援の充実を図り、早期発見や支援の充実を図ります。

(2) 子どもの権利に関する意識の啓発

子どもは単に保護・指導の対象であるだけでなく、基本的人権の享有主体として最大限に尊重されるよう、子どもの権利に関する意識を広く市民に啓発していくとともに、子ども自身の人権意識の向上を図ります。

- ①子どもが権利の主体として尊重されるよう、「子どもの権利条約」の趣旨を周知・啓発を推進していきます。
- ②子どもが社会や行政に参画できるよう、職場体験などの学習機会の充実を図っていきます。

(3) 人権教育（保育）の推進

乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を養う重要な時期です。そのため、子どもの発達段階における人権教育（保育）を推進していくとともに、子育て家庭に対する相談や助言を行えるよう努めていきます。

- ①家庭との連携のもと、人間形成の基礎づくりの時期である乳幼児の健全育成に努めるとともに、日常の保育の中で、「人権を大切にする心を育てる保育」の推進に努めていきます。
- ②保育士等が人権の大切さを深く理解し、人権に対する正しい認識を身に付けるため、研修の充実を図るとともに、人権に対する基本的な考え方を保育内容や施設運営に反映していけるように努めていきます。
- ③子育て支援事業に関する情報の提供及び相談・助言を行っていきます。

(4) 児童虐待の根絶、いじめや暴力、不登校などへの体制整備

児童虐待やいじめ、暴力などの防止に努めていくため、学校、家庭、地域や関係機関が連携できる体制を強化し、これらの問題への予防、早期発見、早期解決ができるよう努めていきます。

- ①児童虐待防止法など、児童虐待予防に関する各種知識の普及・啓発に努めていきます。
- ②保護者の悩みなどの軽減を図り、児童虐待を防止していくため、学校、保健医療、福祉、警察等との連携を充実させ、早期に発見・対応できるよう取り組んでいきます。

- ③スクールカウンセラーの配置で、いじめや暴力、不登校などの問題について、家庭・地域と共に考え、話し合える機会を提供していきます。

3. 高齢者の人権

○主な現状と評価

日本では高齢化が急速に進行しており、かほく市においても65歳以上の人口は総人口の29%を超え、超高齢社会を迎えています。こうした高齢化の進行による一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加に伴い、高齢者虐待、悪質な訪問販売や詐欺等の消費者被害の問題など、高齢者の権利に係る問題が発生しています。

高齢者自身も自らの人権を認識し、高齢者世代も含めたすべての世代が支え合う意識の醸成が必要となっています。

(1) 介護や福祉の問題、高齢者の理解に関する教育・啓発活動の推進

高齢者の人権についての市民の認識と理解を深めるとともに、高齢者自身も社会の一員として生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、人権尊重の意識の普及を図るための啓発を推進します。

- ①高齢者が安心して生活を送ることができるよう、自立生活の維持、促進のためのサービスを提供していきます。また、介護を担っている家族に対しての支援も総合的に取り組んでいきます。

(2) 高齢者の健康づくり、生きがいつくりの推進

高齢者が住み慣れた地域で、生きがいを見つけ、生きがいのある生活を持続することができるよう、健康・体力づくり、生きがいつくりの推進、地域活動などの支援を図っていきます。

- ①高齢者が生きがいのある生活を送ることができるよう、「めざせ！いきいき百歳体操自主運動グループ」などの推進、高齢者交流・生きがいつくりなどの活動の情報を提供していきます。
- ②高齢者が培ってきた経験、能力を発揮し、社会参加できる環境づくりを進めていくため、高齢者の学習機会やシルバー人材センターや社会福祉協議会等の関係機関と連携しながら、ボランティア活動を含む高齢者の

地域貢献活動や就労を促進します。

(3) 高齢者に対する虐待防止対策や相談・支援体制の充実、権利擁護の推進

見守り活動などの地域のネットワークや、もしものときのための相談体制や関係機関との連携により高齢者に対する虐待防止や早期発見、成年後見人制度についての情報提供、悪質商法や詐欺の被害を抑止する対策など、高齢者の権利擁護に関する取組を推進します。

- ①認知症高齢者への対応や、虐待の早期発見及び早期対応、防止対策を推進します。
- ②認知症高齢者等の権利侵害や虐待防止のための取組、支援するための成年後見制度や権利擁護を促進します。
- ③地域包括支援センターにおける介護や高齢者福祉サービスに関する相談体制を社会福祉協議会と連携し充実を図ります。
- ④高齢者に関する詐欺や悪徳商法などに関する消費者相談ができるよう相談体制の構築を図っていきます。

4. 障がいのある人の人権

○主な現状と評価

平成28年に障害者差別解消法が施行され、障がいのある人に対して不当な差別的取扱いの禁止や自立した生活への支援の強化が求められ、障がい者に対する施策の推進を図られています。しかしながら、障がいのある人たちは、様々な意識上の障壁や、物理的、文化・情報面での障壁のために不利益を被ることがあり、自立と社会参加等が困難な状況にあります。さらに、障がい者の尊厳や身体、財産を不当に侵害する虐待や痛ましい事件も発生しており、大きな問題となっています。

障がい者に対して、このような問題を解決するため、市民一人ひとりが障がい者問題を自分のことと捉え、関心を持ち、理解することによって、障がいのある人もない人も共に住みなれた地域社会で生活できるよう、取組を促進する必要があります。

○施策の方向性

(1) 障がいのある人に対する正しい理解や自立・社会参加への支援

障がいを他人ごとと思わず、誰にでも起こりえることとしてとらえる意識や、地域でともに暮らすという意識づくりが必要です。

- ①障がいのある人の人権について理解を深めるため、「広報かほく」「かほく市ホームページ」などの活用で住民への啓発を推進しています。日常的な交流やふれあい活動、福祉教育の充実を図ります。
- ②障がい者（児）が地域で安心して暮らせるよう、民生委員・児童委員やボランティア等を中心とした地域住民が、声かけや見守り活動を推進し、地域の中で安心して暮らせる環境づくりを推進します。

(2) 生涯を通じて自立した生活を送るための支援の充実

住み慣れた地域で自立的に安心して暮らせるよう、障がい者一人ひとりのニーズに応じた障がい福祉サービスの充実を引き続き取り組んでいきます。

- ①障がい者（児）が日常生活において必要なサービスが利用できるよう、各種在宅福祉サービスの充実を図るとともに、円滑なサービスが利用でき、また、障がいの状況に応じて、保健・医療との連携のもと、多様で質の高い効果的なサービスが提供されるよう取り組みます。
- ②障がい者一人ひとりの適正と、その能力に応じた雇用・就労を促進するため、関係機関との連携、職業相談や雇用の拡大、福祉就労への支援を推進していきます。

(3) 権利擁護の充実

障がいのある人が、人としての尊厳を持って生きることができるよう、権利擁護について、関係機関と連携し、啓発活動を推進するとともに、相談・支援事業を充実していきます。また、障がいによる差別や虐待を防止する取組も行っていきます。

- ①障がいのある人の人権問題の解決を図るため、人権相談に積極的に取り組んでいきます。
- ②障がいのある人が利用しやすい人権相談体制の構築に努めていきます。
- ③虐待の早期発見ができるよう、相談体制の充実を図ります。

5. 同和問題

○主な現状と評価

同和問題は、歴史的発展の過程で形作られた身分階層構造に基づく差別であり、特定の地域出身であることや居住していることを理由に、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で差別を受ける等、我が国固有の重大な人権問題です。

この問題を解決するため、国は対策を講じ同和地区の劣悪な環境は改善されましたが、依然として心理的差別が残るほか、インターネットを利用した差別情報の掲載や「えせ同和行為」等の問題も発生しています。

今後も、引き続き同和問題に関する正しい理解を深めるための教育及び啓発を推進し、差別のない社会の実現に取り組む必要があります。

○施策の方向性

(1) 人権一般の視点からの人権教育・啓発の推進

①学校や企業における生涯学習等の機会を通して教育・啓発活動の推進に努めます。

(2) えせ同和行為対応についての啓発の推進

①関係機関との連携を図ります

6. 外国人の人権

○主な現状と評価

近年、経済、文化等あらゆる面でグローバル化が進展しており、日本に滞在する外国人数も年々増加し、日常生活の中で外国人と地域社会とのかかわりが深くなっています。こうした中、私たち市民一人ひとりがお互いの歴史、宗教、文化、生活習慣などの違いを理解し、認め合い、差別や偏見を解消し、国際的視野に立って、それぞれの人権を尊重することを推進してきましたが、言語の違い、習慣等が異なることによる地域社会からの疎外感から実際の生活状

況等に応じた更なる対応と、国籍を問わず、すべての人の人権を尊重し合う多文化共生社会を実現することが求められています。

○施策の方向性

(1) 外国人が暮らしやすく活動しやすいまちづくりの推進

①行政サービス等生活に必要な情報について多言語による情報提供の促進に努めます。

(2) 国際理解を深める教育・啓発・交流を推進します。

①異なる文化や価値観の違いの認識を深め、お互いの人権を尊重する開かれた地域社会を目指すため、国際交流員によるイベントや講座等の開催・周知に努め相互理解を促進します。

②学校教育や生涯学習において国際理解を図る授業、講座等の充実に努め人権教育・啓発を推進するとともに、異なる文化や生活習慣、価値観などを尊重し、国際化時代にふさわしい人権意識を育てることをめざして、国際理解を推進します。

7. 感染症患者等の人権

○主な現状と評価

私たち一人ひとりが正しい知識と理解を深めると同時に、病気や患者、元患者、その家族に対する偏見や差別を解消し、安心して医療を受け、暮らすことのできる社会づくりや理解を深めるためのことが必要ですが、H I V感染者やエイズ患者に対しては、正しい知識の不足や誤解から、偏見や差別意識が生じ、人権侵害が起こる危険性があります。

また、ハンセン病は、未だに偏見や差別が残っています。そのため、ハンセン病に対する正しい知識の普及と患者や感染者への理解を深め、相手の人権を尊重する気持ちを持つことが大切です。

H I V感染者、ハンセン病患者等のほかにも、多くの感染症、原因不明の難病などで、患者や家族が不当な差別や偏見を受ける場合があります。とりわけ、令和2(2020)年に世界中に拡大した新型コロナウイルス感染症は、人々の

健康だけではなく、日常生活や社会経済に大きな影響を与え、感染者のみならず、家族や職場の同僚のほか、感染症の診療にあたる医療従事者までも接触者として差別を受けるなどの人権問題を引き起こし、改めて感染症に関する人権意識の重要性が認識されることとなりました。

今、私たちには、誰もが共に生きる社会をつくっていくことが求められています。このため、感染症患者に対する理解不足に基づく偏見や差別を解消し、感染症患者が安心して医療を受け、自立した生活を送ることができる社会を実現することが求められています。

○施策の方向性

(1) エイズ教育（性教育）の推進と正しい知識の普及

- ①エイズに関する正しい知識と理解の普及・広報活動の充実を図ります。
- ②ハンセン病に関する正しい知識と理解の普及・広報活動の充実を図ります。

8. インターネットによる人権侵害

○主な現状と評価

インターネットは、その便利さから利用が広がる一方で、その匿名性や情報発信の容易さから、他人への誹謗中傷、個人のプライバシーに関する情報の無断掲載、差別的な書き込み、SNSや動画投稿サイトを通じてのハラスメントなど、人権やプライバシーの侵害につながる行為が急増しており、社会問題となっています。

このことから、国は平成14(2002)年に「プロバイダ責任制限法」を施行し、人権を侵害する悪質な書き込みに対して、「掲載内容の削除」や「発信者情報の開示」の請求が可能になりました。また、令和3(2021)年の改正では、開示請求の範囲の拡大や、発信者情報の開示を簡易にした新たな裁判手続きが創設されるなど、被害者救済を図る取り組みが進められています。

インターネットの利用者は、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解のもとで、モラルをもって利用する必要があります。

○施策の方向性

(1) 利用モラルの向上にむけた教育・啓発の推進

- ①市民一人一人が、人権問題についての正しい理解のもとにモラルをもってインターネットを利用するよう、学校教育・社会教育において、関係機関と連携した情報モラル教育・啓発の充実に努めます。

9. その他の人権問題

○施策の方向性

(1) 刑を終えて社会復帰した人・被害者の人権相談

- ①刑を終えて出所した人の人権相談の推進
人権擁護委員等による相談対応を行います。
- ②犯罪被害者に対する人権相談の推進
犯罪被害者、その家族からの相談・問い合わせに対し、各種支援制度の案内、関係機関・団体に関する情報の提供を行います。

(2) 性的少数者（LGBT・性同一性障がい者等）に対する理解の促進

生物学的な性と性の自己意識が一致しないため、社会生活に支障がある状態にある「性同一性障がい者」（T・トランスジェンダー）や、恋愛の対象が同性に向かう同性愛（L・レズビアン、G・ゲイ）、または男女両性に向かう両性愛（B・バイセクシュアル）などを理由に偏見や差別を受ける「性的少数者」にかかわる人権問題があります。

近年、社会の関心も高まり、理解が進んできているとはいえ、学校生活でのいじめや社会に出てからも、就職や職場で不当な扱いを受けたりするなどの差別を受けていたり、さらにはアウティング（本人の了承を得ずに他人に伝えること）による人権侵害も重大な課題となっている現状があります。

本市では、令和5(2023)年12月に、市職員を対象とした「『性の多様性』理解・支援のためのハンドブック」を作成し、性の多様性への理解の促進や職場における対応の支援に努めているほか、同年同月から、戸籍上の性別を問わずお互いを人生のパートナーとし、日常生活において責任を持って相互に協力し合うことを宣誓した二人を市が公認する「パートナーシップ宣誓」制度を開始しました。

性の多様性について、正しい理解と認識の促進を図る必要があります。

(3) その他

以上に該当しない人権問題や新たに発生する人権問題など、その他の課題についても、それぞれの問題状況に応じて、その解決に資する施策の検討に努めます。

資料編

日本国憲法（抄）

昭和 21 年 11 月 3 日公布

昭和 22 年 5 月 3 日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免がれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第 3 章 国民の権利及び義務

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

② すべての公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

③ 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

④ すべての選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加すること強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保護する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第 26 条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第 27 条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

第 10 章 最高法規

第 97 条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

世界人権宣言

1948年12月10日

第3回国際連合総会で採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後お手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この契約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な斬新的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いの同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを共有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全の対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべての人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行わなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同党の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、摘出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべての人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種の若しくは宗教的集団の相互間の理解、

寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもって目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年 12 月 6 日

法律第 147 号

(目 的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権擁護の現状その他人権擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

【附 則】

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以降に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

かほく市市民憲章

(平成 17 年 11 月 3 日制定)

わたくしたちかほく市民は、海とみどりに抱かれた郷土をこよなく愛し、先人の築いた文化と伝統に誇りを持つとともに、未来への限りない発展を求め、力を合わせて、この市民憲章を実践します。

一、わたくしたちは、水とみどりの自然を愛し、うるおいのある美しいまちをつくります。

一、わたくしたちは、教養と文化をはぐくみ、魅力のある住みよいまちをつくります。

一、わたくしたちは、心身を鍛え働くことを喜び、活力のある明るいまちをつくります。

一、わたくしたちは、子どもが健やかに生まれ育ち、夢とやすらぎのあるまちをつくります。

一、わたくしたちは、世界の人々と手をつなぎ、心の通うあたたかいまちをつくります。

かほく市人権教育・啓発実施計画（改定版）

令和5年(2023)年12月

石川県かほく市

地域政策部 市民生活課

電 話 076-283-1116

FAX 076-283-1115

Mail shimin@city.kahoku.lg.jp